

関係各位

長崎県医療政策課長
医療人材対策室長
障害福祉課長
(公 印 省 略)

長崎県生産性向上・職場環境整備等支援事業の実施について（通知）

令和 7 年 2 月 25 日付け事務連絡で、あらかじめ皆様にご案内しておりました「長崎県生産性向上・職場環境整備等支援事業」について、下記のとおり実施いたします。

つきましては、申請を希望する対象事業所は、令和 7 年 10 月 31 日までに、下記事項を十分にご確認のうえ、交付申請手続きをお願いします。

なお、適正な申請書を受理後、順次、内容審査のうえ交付決定等を通知する予定です。申請の場合は、できる限り早めの提出をよろしくお願いします。

記

Ⅰ．事業内容

（１）支援の対象事業所

令和 7 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

（２）補助対象経費

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに実施する、以下の①～③の取組に要した経費（複数可）

① I C T 機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入に要する経費

② タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアに要する経費

③ 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善に要する経費（ベースアップ評価料で賃上げた分から更なる賃上げが必要）

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税を除く

（３）補助率及び補助額

・ 補助率：10/10

・ 基準額：病院及び有床（5 床以上）の診療所（医科・歯科）：許可病床数×4 万円
有床（4 床以下）及び無床の診療所（医科・歯科）：18 万円/施設
訪問看護ステーション：18 万円/施設

・ 1 施設あたり補助額：基準額と上記対象経費を比較し、いずれか少ない方の額

2. 申請方法

以下の県ホームページより申請書類をダウンロードいただき、申請書類一式を受付期間内に、(2)の申請先までご郵送ください。

(1) 申請書類

- ①(様式第1号) 長崎県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付申請書
- ②(別紙1-1) 経費所要額調書
- ③(別紙2-1) 事業計画書
- ④(様式第5号) 誓約書
- ⑤ 歳入歳出予算書(見込書)の抄本

(2) 申請書提出先

- ①病院・有床診療所・無床診療所(精神科除く)

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県医療人材対策室医師確保推進班
(生産性向上・職場環境整備等支援事業担当宛て)

- ②精神科病院・無床診療所(精神科)

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県障害福祉課精神保健福祉班
(生産性向上・職場環境整備等支援事業担当宛て)

- ③歯科診療所

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県医療政策課地域医療班
(生産性向上・職場環境整備等支援事業担当宛て)

- ④訪問看護ステーション

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県医療政策課がん・疾病対策班
(生産性向上・職場環境整備等支援事業担当宛て)

(3) 受付期間

令和7年10月31日(金)まで(必着)

3. ホームページ掲載場所

補助金実施要綱や申請様式等については、以下の県ホームページに掲載していますので、申請の際は必ずご確認をお願いします。

(1) URL

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/hojokin/seisanseikoujo/>

(2) 検索方法

長崎県ホームページ>福祉・保健>医療>医療政策課>助成制度のご案内
>長崎県生産性向上・職場環境整備等支援事業支援金

4. 問い合わせ先

長崎県生産性向上・職場環境整備等支援事業対応窓口

TEL:095-894-3188

※問い合わせ受付時間:平日(月曜日から金曜日)9時00分から16時00分まで

土日祝祭日、年末年始(12/28~1/5)は休み